

# ネコ・ユニバース山口会則

第 1 条【名称】この会は、「ネコ・ユニバース 山口(英文表記 NecoUniverseYamaguchi)」と称する。以下「本会」という。

第 2 条【所在】本会の事務所は、山口県山口市に置く。

第 3 条【目的】本会は、日本国の法律を遵守し、社会公益の為、猫とヒトとの適切な関係構築を目指すものとする。

第 4 条【事業】本会は、前条の目的を達成するため、次の活動・事業を実施する。

- ・ 猫の TNR（捕獲・避妊虚勢手術・元の場所に戻す）活動。
- ・ TNR活動に必要な捕獲器等の物資の貸し出し。
- ・ 啓発、啓蒙活動。
- ・ 人的ネットワーク構築。
- ・ その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

第 5 条【会員】本会の会員は、次の種類とする。

- ・ 本会の目的に賛同し、本会でのボランティア活動を希望し、登録を行った者とする。

第 6 条【入会】

会員として入会をしようとする者は、本会に「入会希望届け」を提出し、承認を得るものとする。

第 7 条【退会】会員は、退会届を本会本部に提出し任意に退会することができる。会員本人が死亡したときは、退会したものとみなす。

第 8 条【会員資格の抹消】本会会員が、次の各号に該当することになった場合は、本会本部の判断により登録を抹消することができる。

- ・ 会員として相応しくないと認められる事実が発生した場合。

第 9 条【財源】本会に必要な経費は、支援金、募金その他の収入をもってこれにあてる。

第 10 条【資金および収支管理と報告】本会の代表が管理運営し、報告する。

第 11 条【会則の変更】この会の会則は、本会本部が必要と判断した場合に変更できる。

第 12 条【会計年度】本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、3 月 31 日までとする。

【その他】この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

【付則】この会則は、西暦 2020 年 4 月 1 日から施行する。